（特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合）

第八条の六　令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号イ(2)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

二　特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

三　特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（令第六条の五第一項第三号イ(6)に掲げるもの（以下「基準不適合廃水銀等処理物」という。）であつて、かつ、令第六条の五第一項第三号ルの規定により硫化及び固型化したものに限る。）と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

四　特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（令第六条の五第一項第三号イ(6)に掲げるものを除く。以下「基準適合廃水銀等処理物」という。）と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

（特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合）

第八条の九　令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(2)の環境省令で定める場合は、第八条の六各号に掲げる場合とする。

（水銀の回収等の対象となる特別管理産業廃棄物）

第八条の十の三の二　令第六条の五第一項第二号チの環境省令で定めるものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　鉱さい、ばいじん又は汚泥　水銀を当該鉱さい、ばいじん又は汚泥一キログラムにつき千ミリグラム以上含有するもの

二　廃酸又は廃アルカリ　水銀を当該廃酸又は廃アルカリ一リットルにつき千ミリグラム以上含有するもの

（特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板）

第八条の十の四　令第六条の五第一項第二号リ(1)の規定によりその例によることとされる令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第二号リ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（以下「特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。

（特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合）

第八条の十一　令第六条の五第一項第二号リ(1)の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(2)の環境省令で定める場合は、第八条の九に規定する場合とする。

（特別管理産業廃棄物の保管に関する所要の措置）

第八条の十二　令第六条の五第一項第二号リ(1)の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、第八条の十に規定する措置とする。

（特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合）

第八条の六　令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号イ(2)の環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合）

第八条の九　令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(2)の環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。

（新設）

（特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板）

第八条の十の四　令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、第一条の五の規定の例によるほか、令第六条の五第一項第二号チ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（以下「特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。

（特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合）

第八条の十一　令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(2)の環境省令で定める場合は、第八条の九に規定する場合とする。

（特別管理産業廃棄物の保管に関する所要の措置）

第八条の十二　令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、第八条の十に規定する措置とする。